

令和 3 年度事業計画

目 次

I	事業方針	1
II	実施計画	
1	組織運営	2
2	募金運動の推進	3
3	助成計画の策定及び助成の実施	4
4	広報活動の推進	5
5	大規模災害等への対応	6
6	「いのちをつなぐ支援活動を応援」全国キャンペーンの実施	7
7	表彰等の実施	7
8	歳末たすけあい運動の実施	7
9	民間助成事業への協力	7
	令和 3 年度主要会議・行事予定	8

Ⅰ 事業方針

共同募金運動は、民間社会福祉の推進を目的に創設され、今年度で75回を迎える。

戦後の混乱期における貧困の救済、社会福祉施設や地域福祉活動への支援など、その時々の福祉活動を支える民間財源として、地域社会の福祉の増進に寄与してきた。

近年では、子どもの貧困や地域での孤立、ひきこもりなどが新たな社会課題となり、地域全体の課題として解決に取り組む必要が高まっており、国を挙げて「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められている。

こうした中で発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域社会に大きな影響を及ぼしていることから、さまざまな生活課題を抱える方々に対する支援活動を支える資金ニーズが高まっており、支援を必要とする事業者やボランティア団体等のニーズに応えることがより一層求められている。

共同募金に寄せられる寄付金は、全国的に逓減傾向が続いているが、本会では少しでも減少を食い止めるため、従来の募金方法の見直しを図るとともに、寄付付き商品などを開発する募金百貨店プロジェクトや寄付者の意向を反映したテーマ型募金の導入などに取り組んできた。

本会としては、市町村共同募金委員会と一体となって、これまでの長い歴史の中で培われた共同募金に対する信頼や関係機関等とのつながりを生かしながら、次の事項を重点として事業を展開する。

なお、会議や行事の開催に当たっては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、適切に対応していくものとする。

- 1 市町村共同募金委員会及び市町村社会福祉協議会との連携強化による共同募金の効果的な活用を推進
- 2 全市町村共同募金委員会における通年募金の取組を強化
- 3 寄付者の意向や時代に即した寄付の受入環境を整備
- 4 効果的な広報活動及び共同募金に対する理解を促進
- 5 新型コロナ禍の福祉活動に対する緊急的な支援を強化

II 実施計画

1 組織運営

県及び市町村社会福祉協議会と連携を図り、共同募金会及び市町村共同募金委員会の基盤強化に努める。

(1) 法人の運営

法人の適切な運営を図るため、理事会・評議員会を開催する。

また、業務及び財務執行状況について監事による監査を実施する。

- ① 理事会の開催（年4回）
- ② 評議員会の開催（年3回）
- ③ 評議員選任・解任委員会の開催（必要に応じ随時開催）
- ④ 監事会（年1回）

(2) 各委員会の運営

共同募金の助成全般についての審議するとともに、募金運動の企画広報について検討する。

- ① 配分委員会の開催（年4回）
- ② 企画広報委員会の開催（年2回）

(3) 市町村共同募金委員会との連携

① 担当者会議や研修会の開催

市町村共同募金委員会の担当職員を対象に、募金運動の意見交換や情報共有を図るとともに、先駆的取組等を学び募金運動の活性化を図る研修会を開催する。

② 共同募金運動推進会議の開催

募金運動の進め方や課題等を協議するための会議を開催する。

③ 地域助成の公募化を促進

地域の課題解決の活動を支援するため、一般公募助成の拡大やテーマ型募金の取組を促進する。

④ 共同募金委員会の訪問

意見・情報交換を行うため、市町村共同募金委員会を訪問する。

(4) 中央共同募金会等との連携

① 全国研修会への参加

中央共同募金会が開催する都道府県共同募金会職員研修、赤い羽全国ミーティングに参加する。

② 都道府県共同募金会との情報交換

中央共同募金会が開催する都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議や北海道・東北ブロック会議に出席する。

2 募金運動の推進

各募金運動を広く県民に呼びかけるほか、多様な募金運動を展開する。

- ① 一般（赤い羽根）共同募金 10月1日～12月31日
- ② 社会課題解決プロジェクト募金 1月1日～3月31日

（1）戸別募金

各自治会・町内会等に対し募金の使途等について丁寧な説明を行い、募金運動に対する協力要請により、募金実績の維持に努める。

（2）法人募金・職域募金

法人募金・職域募金の拡大及び開拓のため、役職員による企業訪問、募金呼びかけ等を強化する。

（3）学校募金

市町村共同募金委員会及び市町村社会福祉協議会と連携しながら、共同募金運動を通じた福祉教育の推進を図る。

また、「赤い羽根出前教室」を実施し、将来的な寄付者層に対する寄付文化の醸成などにつながるよう、より効果的な啓発を行う。

（4）プロスポーツチームとの協働

県内プロスポーツチームとの協働により、試合会場での募金運動及び広報活動を積極的に展開する。

また、ノーザンハピネッツとのコラボによる募金運動グッズの作成を継続し、共同募金に対する理解の促進を図る。

（5）イベント募金

各種イベント会場での募金活動を展開する。イベントの規模に応じて、複数市町村による持ち回り及び合同での実施を検討する。

また、イベント募金等での新たな募金手法について検討を進め、導入による共同募金の啓発及び募金の増額を図るほか、ガチャガチャ募金（募金を入れレバーを回すとカプセルに入った缶バッジが出てくる小型自動販売機）の導入を進める。

（6）通年で募金できる仕組みづくり

- ① 募金箱及び赤い羽根自動販売機の設置
- ② 「募金百貨店プロジェクト」の拡充

寄付付き商品・企画の売り上げの一部を共同募金に寄付する企業を更なる展開を図り、企業等との連携による寄付の仕組みづくりを強化する。

（7）「社会課題解決プロジェクト」募金の拡充

参加団体が自らの解決したい社会課題をPRし、寄付者が共感した団体を指定し

て寄付を行う社会課題解決プロジェクト募金を募金運動の後期期間に実施する。
参加団体が県内全域に及ぶよう、関係機関等と連携して周知を図る。

(8) インターネットを活用した募金

新たな寄付者獲得を目指し、中央共同募金会運用の「インターネットを通じた決済による寄付システム」を活用したクレジットカード決済及び口座振替による寄付の周知に努め、多様化する寄付者のニーズへの対応を図る。

(9) 遺贈・相続寄付の推進

弁護士会や司法書士会等に遺贈・相続寄付のパンフレットを配布し、寄付受け入れを推進する。

3 助成計画の策定及び実施

助成計画の策定に当たっては、あらかじめ秋田県社会福祉協議会の意見を聴き、配分委員会の審議を経て、理事会及び評議員会において決議する。

(1) 助成計画の策定

助成申請の公募を実施し、市町村共同募金委員会との連携を図りながら、助成計画を策定し、この助成計画に基づき募金目標額を策定する。

① 広域（A）助成計画の策定

県内の福祉団体等からの助成申請について、配分委員会でその内容を審査する。審査に当たっては、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、一般県民に広く公開する。

② 地域（B）助成計画の策定

一般公募の導入を積極的に推進し、市町村社会福祉協議会からの助成申請については市町村共同募金委員会がその内容を審査の上、配分委員会で審議する。

(2) 助成の実施

広域助成、地域助成とも助成計画により助成する。

新型コロナ禍の影響が長引く中で、社会的孤立や生活困窮などの深刻な福祉課題に応えて活動する団体の掘り起こしに努め、優先度の高い事業を支援する。

(3) 秋田県社会福祉協議会との連携

助成方針や助成計画に反映させるため、秋田県社会福祉協議会と連携し、県内の地域福祉の動向や市町村社会福祉協議会の取組み等に関して情報共有を図る。

(4) 助成団体の監査及び実態調査の実施

「共同募金助成要綱」及び「監査要綱」に基づき、助成団体に対する実地調査を行い、必要に応じて適正な処理を指導するとともに、助成した効果を検証する。

4 広報活動の推進

(1) 報道機関等への情報提供及び広報協力依頼

① マスメディアの活用及び関係機関との連携による広報活動

各報道機関に対し積極的に情報提供を働きかけ、募金運動及び募金の使途を広く県民に伝え、募金運動への参加意識を喚起する。

② 関係機関との連携による広報活動の強化

市町村、県・市町村社会福祉協議会及び関係団体に対し、共同募金への理解を広めるため各広報誌等への掲載協力を依頼する。

③ 助成を受ける団体による使途明示及び活用状況の周知徹底

市町村社会福祉協議会を含む助成を受ける団体に対し、地域住民及び関係者への助成金の使途周知を赤い羽根ロゴマークの表示等により徹底することを働きかけるとともに、各種大会等住民参加行事の際に寄付者へ感謝の意思を表す。

④ 社会福祉法に基づく計画及び結果の公告

社会福祉法に基づいて募金計画及び助成使途を公告する。

(2) イベント等の開催

① 共同募金運動開始イベントの開催

共同募金運動開始を県民に周知し、募金への理解及び協力を得るため、10月1日（金）に「赤い羽根共同募金運動開始式」及び街頭募金を実施する。

② 「赤い羽根共同募金運動キャッチコピー」の募集

広く一般県民からキャッチコピーを募集する。

共同募金運動への理解及び参加を進めるため、最優秀作品は広報活動に活用する。

③ 贈呈式の開催

「赤い羽根共同募金」及び「NHK歳末たすけあい」の助成団体への助成決定伝達の贈呈式のほか、企業等からの寄付金贈呈式を開催し、各報道機関による取材・放送を通じて広く県民に対して感謝の意思を伝える。

(3) 広報紙の発行等

① 「共同募金だより」の発行

県内全世帯に広報紙「共同募金だより」を配布し、県民に対して共同募金運動に対する理解及び参加を呼びかける。

② 運動啓発のための資材の作成・配布

運動啓発のための本県独自の運動資材を作成し、関係機関等に配布するなど、効果的な活用努める。

③ 「赤い羽根ニュース」の発行

個人及び法人の寄付者に対して随時「赤い羽根ニュース」を発行し、寄付者へ使途を報告し、感謝を表するとともに、募金への更なる理解の促進を図る。

④ 「赤い羽根出前教室」の実施

県共同募金会及び市町村共同募金委員会が連携し、各学校から参加者を募り、

共同募金の仕組みを学ぶとともに、街頭募金、助成先の現場訪問等の体験を通して、募金への理解及び協力の促進を図る。

⑤ 「赤い羽根共同募金あきた応援隊」の拡充

現在登録している「ニャジロウ」など県内各地のご当地キャラクター隊員に加え、新たな登録を拡充するほか、イベントや福祉教育などの場でより効果的な啓発及び運動の活性化を図る。

(4) ホームページ及びSNSの活用

① ホームページの運用及びSNSを活用した適切な情報提供

ホームページを活用して、随時県民への適切な情報提供を行うことにより、共同募金運動に対する理解及び協力を求めるほか、スタッフブログ、ツイッター等を活用した迅速な情報発信に努める。

また、助成団体からの「ありがとうメッセージ」を助成事業の写真とともに掲載することで、寄付者に対して募金の使途に関する情報提供を行う。

② 赤い羽根データベース「はねっと」による情報提供

中央共同募金会が運営する赤い羽根データベース「はねっと」により、各都道府県共同募金会及び市町村共同募金委員会の使途が公開されており、募金の透明性を高めるためその活用を推進する。

(5) 調査統計等

市町村共同募金委員会の助成計画、目標額、実績額、助成結果等の統計を取りまとめ、今後の運動に資する。

5 大規模災害等への対応

(1) 災害支援制度の実施

災害救助法適用等の大規模な災害については、災害等準備金を活用し、災害ボランティアセンターなどに対して迅速に支援を行う。

(2) 災害義援金の募集

全国各地で大規模災害が発生した際には、被災者救援のための災害義援金の募集を行う。

(3) 災害緊急配分金の支給

火災や風水害などの自然災害により被災した社会福祉施設及び世帯に見舞金を支給する。

(4) ⑧災害等準備金を活用した防災事業等への助成

積立期間が満了した準備金を取崩し、災害緊急事業等の強化を図る。

6 ⑧「いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～」全国キャンペーンの実施

新型コロナウイルスの影響が長期化し、失業や収入減による経済的な困難を抱えたり、居場所を失い地域での孤立を深めたりするなど様々な生活課題に直面する方が増加すると見込まれている。

このため、中央及び各都道府県共同募金会と連携し、令和2年度における支援の枠組みを継続し、福祉活動を緊急的に応援するキャンペーンに取り組む。

(1) 寄付金の募集

「共同募金以外の寄付金」として、募集を行う。

(2) 助成対象

感染症拡大に伴う困りごとを抱えた人たちを支援する活動

(3) 助成団体

NPO法人、ボランティア団体、市町村社会福祉協議会等の非営利団体

7 表彰等の実施

(1) 本会における表彰・感謝状の贈呈

共同募金運動の推進に功績のあった個人及び団体に対して、表彰状及び感謝状の贈呈を行う。

(2) 表彰・感謝状候補者の内申

厚生労働大臣、秋田県知事、中央共同募金会会長表彰等の候補者の内申を行う。

8 歳末たすけあい運動の実施

NHKと連携し「NHK歳末たすけあい」運動を、市町村共同募金委員会及び社会福祉協議会と連携し「地域歳末たすけあい」運動を推進し、その募金の受入れ及び助成を実施する。

① NHK歳末たすけあい 12月1日～12月25日

② 地域歳末たすけあい 12月1日～12月25日

9 民間助成事業への協力

支援を必要としている民間福祉施設に助成情報を提供し、助成申請を受け付け、助成団体等への推薦及び連絡調整を行う。

① 中央競馬馬主社会福祉財団

② 車両競技公益資金記念財団

③ アサヒ飲料「こどもたちの明るい未来づくり基金」

令和 3 年度主要会議・行事予定

時期	行 事 予 定
4 月	広域助成申請受け付け開始（1 日～） 令和 3 年度共同募金運動キャッチコピー募集開始 広域助成要望申請事前説明会 都道府県共同募金会職員研修 広域助成交付書伝達式
5 月	監事会 理事会（31 日） 広域助成申請の締切
6 月	評議員会、理事会（16 日） 市町村共同募金委員会担当職員会議 中央共同募金会評議員会（18 日） 第 1 回配分委員会
7 月	中央競馬馬主社会福祉財団助成事業推薦委員会 都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議（5～6 日） 赤い羽根全国ミーティング 広域助成公開プレゼンテーション 第 2 回配分委員会 第 1 回企画広報委員会 理事会
8 月	評議員会 共同募金運動推進会議 共同募金運動資材の発送
9 月	北海道東北ブロック社会福祉協議会・共同募金会常務理事・事務局長合同会議
10 月	赤い羽根共同募金運動の実施 赤い羽根共同募金運動開始式・街頭募金（1 日） 広域助成事業実施団体の監査・実態調査 第 1 回社会課題解決プロジェクト募金運動連絡会議
11 月	第 3 回配分委員会 全国社会福祉大会（19 日） 北海道・東北ブロック共同募金会業務主幹職員連絡協議会 第 2 回社会課題解決プロジェクト募金運動連絡会議
12 月	歳末たすけあい運動の実施（1 日～25 日） NHK 歳末たすけあい配分会議 NHK 歳末たすけあい贈呈式
1 月	「社会課題解決プロジェクト」募金運動の実施（1 月 1 日～3 月 31 日） 都道府県共同募金会職員研修 市町村共同募金担当職員研修
2 月	都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議 第 2 回企画広報委員会 第 3 回社会課題解決プロジェクト募金運動連絡会議
3 月	第 4 回配分委員会 中央共同募金会評議員会（4 日） 理事会 評議員会